北海道岩見沢東高等学校　いじめ防止基本方針

1　いじめの問題性

いじめとは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うことが大切である。

学校の内外を問わず起こるいじめは、施すことのできない心の傷を生徒に残し、心身の健全な成長に重大な影響を及ぼすなど、生徒の人権にかかわる重大な問題である。

【いじめの問題性】
- ○　いじめ自体の陰湿性から教師や保護者に見えにくく、執拗に繰り返される。
- ○　いじめられる側の生徒は、訴えることができないことが多い。
- ○　いじめは巧妙に偽装化され、いじめる側の罪悪感が薄い。
- ○　いじめられる側、いじめる側の双方の人格形成に「ゆがみ」をもたらす。

2　いじめの背景や要因

いじめの背景や要因としては、学校での人間関係、家庭におけるしつけの問題、社会的な風潮など、学校、家庭、地域社会の様々なことが挙げられる。

したがって、いじめ問題の解決に当たっては、学校、家庭、地域社会の三者が一体となった取組が必要である。

【いじめの主な要因】
・異質を排除する心　　・思いやりの心の不足　　・ストレスの未解消　　など

3　いじめへの対応

(1)　いじめへの基本的な認識

いじめは、「どの学校、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、生徒の生活実態のきめ細かい把握に努め、いじめにかかわる訴えがあったときは、問題を軽視することなく、即座に対応する。

・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨む。
・生徒の発するサインを見逃さず、早期発見・早期対応に努める。
・ふれあいの機会や場面を通して観察し、生徒理解に努める。
・様々な教師が生徒を多面的に観察し、情報を交換する。

(2)　対象を明確にとらえた指導

いじめにかかわる集団は、いじめを受ける「被害者」及び、いじめを企て、いじめを行う「加害者」と、それを取り巻き、いじめをはやし立てる「観衆」、見て見ぬ振りをする「傍観者」、いじめを止めに入る「仲裁者」に分けられる。

学校においては、生徒の状況を注意深く観察し、次のように的確に指導する。

ア　いじめられている生徒に対して
- ・全力でいじめから守り通す姿勢をもち、つらい気持ちを共感的に理解し、心配や不安を取り除き、安心感をもたせる。
- ・訴えを親身になって聞き、いじめを解決する方法を共に考える。
- ・徐々に活躍の場や機会を設定し、認め、励まし、達成感や充実感をもたせる。
- ・教師との信頼関係を保ちながら、よりよい人間関係を築く。

イ　いじめている生徒に対して

・いじめの行為の事実を確認する。
・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解し、指導の方針を立案する。
・相手の苦痛やいじめが非人間的で、人権を侵す行為であることを理解させる。
・自分のよい面に気付かせ、友人との新しい関係がつくれるように援助する。

ウ　傍観的な態度を取る生徒に対して

・いじめをはやし立てたり、いじめを傍観したりすることも、いじめる行為と同様に許されないという認識をもたせる。
・いじめを教師や保護者などに伝えることは、非難されるものではなく、むしろ正しい行為であるということを理解させる。

(3)　ネット上のいじめへの対応

携帯電話などのインターネット掲示板やメールによる誹謗中傷等、「ネット上のいじめ」が大きな問題となっていることから、学校においては、次のとおり対応する。

・情報モラルにかかわる指導を一層充実させ、生徒に安易な気持ちで誹謗中傷等を書き込まないよう指導する。
・インターネット巡回（ネットパトロール）を実施するなどして、不適切な書き込み等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
・携帯電話やインターネットの利用について、家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定を促進するため、保護者への啓発活動を行い、家庭との連携を強化する。